

2023年度 東海大学大学院 科目等履修生 出願要項

1. 出願資格

A. 修士課程及び博士課程前期の出願資格は、学校教育法第102条の規定により、次の一つに該当する者

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第155条の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち、次の各号の一つに該当する者
 - ①学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - ②外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - ③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - ④我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑤専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること。その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ⑥文部科学大臣の指定した者
 - ⑦大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本学大学院が認めた者
 - ⑧本大学院が、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳以上の者

B. 博士課程後期の出願資格は、学校教育法第102条及びただし書きの規定により、次の一つに該当する者

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位を有する者もしくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者のうち、次の各号の一つに該当する者
 - ①外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ②外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ③我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ④国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立され

- た国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑤文部科学大臣の指定した者
- ⑥本大学院が、個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳以上の者
- (4) 学校教育法第83条に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
- (5) 学校教育法施行規則第155条の規定により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者のうち、次の各号の一つに該当する者
- ①外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- ②外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- ③我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ④文部科学大臣の指定した者
- ⑤本大学院が、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で24歳以上の者

2. 出願手続

(1) 出願方法

1) 出願期間

春学期：2023年3月13日（月）～3月17日（金）

秋学期：2023年9月1日（金）～9月7日（木）

2) 時間割表につきましては別紙「科目等履修生問い合わせ先一覧」をご確認いただき、履修を希望する研究科（専攻）の該当カレッジオフィスへお問い合わせください。

3) 封筒に出願書類を入れ、簡易書留（日本国外から出願する場合はDHL等）で郵送または窓口を持参してください。

出願書類は、出願締切日までに到着するように送付または持参してください。

封筒には「科目等履修生願書在中」と朱書きで記入してください。

※窓口持参の場合は、予め各担当窓口へ窓口開設時間をお問い合わせください。

(2) 出願資料送付先

別紙「科目等履修生問い合わせ先一覧」にてご確認ください。

(3) 出願料 10,000円

出願書類を受領後、出願料の支払いについて、願書に記載のメールアドレス宛にメールでご案内します。出願締切後、3日たってもメールが届かない場合には、出願先オフィスにご連絡ください。

学期を連続して履修する場合は、支払った学期の次学期のみ免除します。

3. 出願書類

- (1) 科目等履修生願書（本学所定用紙）

※最近3か月以内に撮影した写真を貼ってください（正面上半身・脱帽で明瞭なもの。大きさは縦4cm×横3cm、枠なし、カラー）。必ず裏面に氏名を記入してください。

- (2) 履歴書（本学所定用紙）

- (3) 誓約書（本学所定用紙）

- (4) 履修科目一覧（本学所定用紙）

- (5) 最終学歴の卒業証明書（卒業見込みを含む）または在学証明書（在学中の場合）（最近3か月以内に発行のもの）

- (6) 顔写真（電子媒体 Jpeg）

※最近3か月以内に撮影したものでファイル形式はJpegで提出してください。

提出先のメールアドレスは出願先オフィス等から別途連絡します。

- (7) パスポートのコピー（外国籍の方のみ）

※氏名、国籍、パスポートNo、発行年月日が見えるように印刷してください。

- (8) 在留カードの両面コピー（外国籍の方のみ）

※現に日本国に在住していない方は提出不要です。渡日後直ちに在留カードの両面写しを提出してください。

4. 選考方法

書類審査

5. 受入について

科目等履修生として受け入れを許可された者には「科目等履修生許可通知」を交付します。

許可された者は、定められた期間内に、登録料及び履修料を納入してください。

6. 登録料、履修料の納入について

- (1) 登録料及び履修料は次表のとおりとします。

登 録 料 (学期が連続する場合は 支払った学期の次学期のみ免除)		(各学期) 25,000円
履 修 料	講義・演習に関する科目	(1単位につき) 69,000円
	実験・実習・実技・外国語に関する科目	(1単位につき) 138,000円

- (2) 登録料、履修料の一部減免について

以下の者については登録料・履修料の四分の三を免除します。詳細についてはお問い合わせください。

- ①学校法人東海大学が設置する各大学（大学院を含む）、各短期大学（ハワイ東海インターナショナルカレッジを含む）、各付属高等学校の卒業生
- ②東海大学と提携事業等を締結した公的機関派遣者
- ③学校法人東海大学が設置する教育研究機関及びこれに準ずる教育機関の専任教職員、並

びに定年退職者(定年退職者に準ずる者を含む)

④東海大学と共同研究協定を締結した企業等からの派遣者

⑤札幌市南区在住者または勤務者(札幌キャンパスを対象とする)

⑥学生の相互交流(学費は相互免除)による受け入れの協定留学生

(3) 納入について

1) 登録料、履修料の延納は認められません。定められた期間内に必ず納入してください。

2) いったん納入した登録料等は、理由の如何に関わらず返却できません。

7. 科目等履修生の身分取り消し

東海大学大学院科目等履修生に関する規程第15条に該当する場合は、科目等履修生の身分を取り消します。特に身分が取り消された外国人留学生については、出入国在留管理庁に通知します。

大学院科目等履修生に関する規程第15条

科目等履修生が大学の秩序を乱し、学則若しくは大学の諸指示に違反したとき、科目等履修生の本分に反したとき又は履修料の納入を怠ったときは、科目等履修生の身分を取り消す。

8. 留意事項

(1) 単位の修得に当たっては、学芸を体系的に適切に配慮して科目を決定すること。

(2) 正規生の履修を妨げない場合に限り履修を許可する。

(3) 履修期間は、許可した科目の開講期間内とする。

(4) 学位申請論文作成にともなう研究指導等については、履修を許可しない。

(5) 出願後の履修科目の変更等は原則として認めない。ただし、正規生の履修者がいない科目は開講しないため、当該科目の履修許可を取り消し、科目変更を認めることがある。

(6) 履修料の納入を怠ったときは、科目等履修生の身分を取り消す。

(7) 大学院と学部の授業科目を学期内において同時に出席する場合は、大学院の出願料・登録料を免除する。

9. その他

(1) 出願書類に記載された個人情報は、「個人情報の活用及び保護に関する取り組みについて」に定めてある「個人情報の利用目的について」以外に使用することはありません。

(2) 本資格による在留資格「留学」の有効期限は6か月です。

(3) 外国人留学生で科目等履修生として在留資格「留学」を取得するためには、週に10時間以上の指導を受けることが必要です。(出入国管理・難民認定法の第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)による)

出願の際には、週10時間以上授業を受講するよう計画を立ててください。

以 上

科目等履修生問い合わせ先一覧

1. 履修を希望する研究科（専攻）が複数あり、問い合わせ先がそれぞれ異なる場合はどちらか一方の問い合わせ先へご連絡ください。
2. 資格課程の科目を履修希望の場合は
 - ①履修希望科目を開講している、もしくは希望する資格が取得可能な学部・学科
 - ②本学在学生・卒業生の場合は所属の学部・学科
 上記いずれかに該当する学部・学科の問い合わせ先にご連絡ください。問い合わせ先は東海大学科目等履修生出願要項にてご確認ください。

履修希望科目開講研究科	問い合わせ先
文学研究科、法学研究科	〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1 電話 0463-63-4201（直通） 東海大学湘南キャンパス ヒューマンソサエティカレッジオフィス
理学研究科、工学研究科	〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1 電話 0463-63-4211（直通） 東海大学湘南キャンパス サイエンス・エンジニアリングカレッジオフィス
人間環境学研究科、芸術学研究科、 体育学研究科、健康学研究科	〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1 電話 0463-63-4350（直通） 東海大学湘南キャンパス ウェルビーイングカレッジオフィス
政治学研究科、経済学研究科	〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1 電話 0463-63-4370（直通） 東海大学湘南キャンパス グローバルシチズンカレッジオフィス
医学研究科	〒259-1193 神奈川県伊勢原市下糟屋143 電話0463-93-1121 東海大学伊勢原キャンパス メディカルサイエンスカレッジオフィス
情報通信学研究科	〒108-8619 東京都港区高輪2-3-23 電話 03-3441-1171（代表） 東海大学品川キャンパス グローバルシチズンカレッジオフィス 高輪ランチ（教学担当）
海洋学研究科	〒424-8610 静岡県静岡市清水区折戸3-20-1 電話 054-334-0411（代表） 東海大学静岡キャンパス スルガベイカレッジ静岡オフィス（教学担当）
農学研究科	〒862-8652 熊本県熊本市東区渡鹿9-1-1 電話 096-382-1141（代表） 東海大学熊本キャンパス フェニックスカレッジ熊本オフィス（教務担当）
生物学研究科	〒005-8601 北海道札幌市南区南沢5条1-1-1 電話 011-571-5111（代表） 東海大学札幌キャンパス ウチムラカンゾウカレッジ札幌オフィス（教務担当）